

特定調達契約事務取扱いに関する達

平成16年4月1日

達第36号

改正 平成26年4月7日達第5号

平成31年1月22日達第1号

令和2年12月24日達第13号

令和7年6月30日達第18号

会計規程第49条の規定に基づき、特定調達契約事務取扱いに関する達を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、会計規程（平成16年規程第8号）第49条の規定に基づき会計細則（平成16年達第35号）その他の同規程に基づく定めの特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当役 会計規程第5条第2項第1号に規定する契約担当役をいう。
- (2) 一般競争 会計規程第40条第1項の競争をいう。
- (3) 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- (4) 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本達において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- (5) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は特定役務の調達が付随するものを含む。）をいう。
- (6) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類2以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される2以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この達は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務並びに物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る機構の行為を秘密にする必要があるものについては、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達

契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

- (4) 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し会計細則第42条ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあつては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約によりそれぞれ調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

第4条 契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第5条 契約担当役は、会計細則第38条第2項(会計細則第51条において準用する場合を含む。)の規定により一般競争又は指名競争に参加しようとする者に必要な資格が定められている場合において、その事務につき特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

- 2 契約担当役は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

3 前項の公示は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (2) 会計細則第38条第2項(同細則第51条の規定により当該規定を準用する場合を含む。)の規定により定める資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 4 契約担当役は、特定調達契約について指名競争によるるときは、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(一般競争の公告)

第6条 契約担当役は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- (1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日
- イ 調達の内容
  - ロ 入札期日として予定する日付
  - ハ 調達に関心を有する者は、契約担当役に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
  - ニ 第12条に規定する文書を交付する場所
  - ホ 次条各号に掲げる事項(この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。)
- (2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日
- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数
- イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第5条の規定により発行される官報により行う場合
  - ロ 第12条に規定する文書の交付(一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合
  - ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 13日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争公告をする事項）

第7条 一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称

(7) 調達機関番号及び所在地番号並びに調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号

(8) 契約の手續において使用する言語

(9) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(10) 会計細則第38条第2項の規定により定めた資格の審査の申請の時期及び場所

(11) 第12条に規定する文書の交付に関する事項

(12) 落札者の決定の方法

2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告には、次に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

(1) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称

(2) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(3) 調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号

(4) 納入期限及び納入場所

(5) 競争参加資格

(6) 入札書の受領期限及び入札書の提出場所等

(7) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課の名称等

（指名競争の公示等）

第8条 第6条第1項の規定及び前条の規定は、契約担当役が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第6条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは、「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは、「公示しなければならない」と、同項第1号中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第6条第1項第3号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同項第2号中「事項」とあるのは「事項及び第10条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同項第10号中「会計細則第38条第2項」とあるのは「会計細則第51条において準用する会計細則第38条第2項」と読み替えるものとする。

2 第10条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第

5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

3 前項の場合においては、同項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第9号に掲げる事項

(2) 契約の手續において使用する言語

(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が会計細則第38条第2項（同細則第51条において準用する場合を含む。）に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 契約担当役は、前項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

3 契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、第1項の規定による審査の結果、会計細則第51条において準用する会計細則第38条第2項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第2項に規定する事項及び第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争の場合にあっては第7条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(指名基準)

第10条 理事長又はその委任を受けた役職員は、契約担当役が特定調達契約につき前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

(技術仕様)

第11条 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

(a) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

(b) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、会計細則第41条第3項に規定する入札心得書に代えて、入札を行うため必要な事項として次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第7条又は第8条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第7条第1項第11号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地

(5) 契約の手續において使用する言語

(6) 契約の手續において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札)

第13条 契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

第14条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

3 第1項の規定による競争により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第8項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとする。ことができる。

4 前項の場合において、第8項の規定により落札者とならなかった者が2人以上あるときは、同項の規定を準用してその順位を決定し、又、最後の順位に当る者の入札数量について第2項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定を準用するものとする。

5 第1項の規定による競争に付する場合の第6条第1項第1号に規定する一般競争公告又は第7条第2項に規定する指名競争公示には、第7条の規定により一般競争公告をするものとされている事項又は第8条第1項において読み替えて準用する第7条の規定により指名競争公示をするものとされている事項のほか、第1項の規定による競争入札であることを明らかにし、かつ、第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨及び第10項の規定により当該競争入札を取り消す旨並びに端数の入札を制限する場合にはその旨の記載又は記録をしなければならない。

6 第1項の規定による競争に付する事項の予定価格は、会計細則第42条の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品の種類ごとの総価額を当該物品の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

7 第1項の規定による競争が2種以上の物品について行われるものである場合には、その入札は、物品の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

8 第1項の規定による競争により落札者を定める場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札数量の多い者を先順位の落札者とし、入札数量が同一であるときは、会計細則第46条の規定に準じて抽せんで落札者を定めるものとする。

9 第1項の規定による競争に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、会計細則第53条の規定に準じて随意契約によることができる。

10 第1項の規定による競争に付する場合において、その競争に参加した者が5人に満たないときは、当該競争入札を取り消すことができる。

11 前項の規定により競争入札を取り消したときは、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

12 第10項の規定により競争入札を取り消した場合には、会計細則第53条の規定は、これを適用しない。

(随意契約によることができる場合)

第15条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

(1) 会計細則第53条第1項又は第2項の規定により随意契約を締結するとき。

- (2) 前条第1項の規定による競争に付した場合で落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときにおいて、需要数量に達するまでの数量について最低落札単価の制限内で随意契約を締結するとき。
  - (3) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
  - (4) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等を調達する場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (5) 機構の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。
  - (6) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が、既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (7) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利であるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から第12条までの規定に基づいて締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札公告又は入札公示において同種工事の調達をする場合があることを明らかにしている場合に限る。
  - (8) 緊急の必要により競争に付すことができない場合
  - (9) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。
  - (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）
- 2 契約担当役は、前項第3号から第10号の規定を適用し随意契約を締結しようとするときはあらかじめ経理担当理事の承認を受けなければならない。
- 3 会計細則第54条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

（随意契約の事前公示）

第16条 契約担当役は、前条第2項の規定に基づく承認を受けた調達予定の物品等又は特定役務（建設工事及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）につき随意契約を締結しようとするとき（極めて緊急を要するとき、当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしているときを除く。）は、次に掲げる事項を契約の締結前に官報に公示するものとする。

- (1) 契約担当役の氏名及びその所属する施設の名称
- (2) 調達機関番号及び所在地番号
- (3) 調達をする物品等又は特定役務に係る品目分類番号
- (4) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (5) 随意契約の予定日

- (6) 随意契約によることとする協定上の理由
- (7) 随意契約を予定している相手方と協議を開始している場合は、予定している相手方の名称
- (8) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課の名称等

2 前項の規定による公示には、同項第2号から第5号に掲げる事項及び第7号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、併せて記載するものとする。

(落札者の決定に関する通知等)

第17条 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(落札者等の公示)

第18条 契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量並びに品目分類番号
- (2) 契約担当役の氏名並びにその所属する施設の名称及び所在地
- (3) 調達機関番号及び所在地番号
- (4) 調達方法（物品等の購入契約又は製造契約の場合は「購入等」、借入契約の場合は「借入」と記載する。）
- (5) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (6) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (7) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (8) 契約の相手方を決定した手続（一般競争の場合は「一般」、指名競争の場合は「指名」、随意契約の場合は「随意」と記載する。）
- (9) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、一般競争公告又は指名競争公示を行った日
- (10) 随意契約による場合にはその理由
- (11) その他必要な事項

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第19条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第9条第2項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第20条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約を締結したの日から少なくとも3年間保管するものとする。

(苦情等の処理)

第21条 理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約につき入札等の情報提供、苦情処理及び相談受付等に当たる職員を指定するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第22条 理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

(実施手続)

第23条 この達に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月7日達第5号)

(施行期日)

第1条 この達は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第2条 この達は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年1月22日達第1号)

(施行期日)

第1条 この達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第2条 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月24日達第13号)

(施行期日)

1 この達は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2 この達は、この達の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 (令和7年6月30日達第18号)

(施行期日)

第1条 この達は、令和7年7月1日から施行する。

2 この達は、この達の施行の日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。